

別表第1（第4条、第5条関係）

教職員の区分	始業及び終業の時刻	休憩時間
授業、診療等の業務，窓口業務その他の業務に従事する教職員のうち部局長が指定する者	午前9時45分から午後6時15分まで	正午から午後0時45分まで
		午後1時から午後1時45分まで
	午前9時45分から午後6時30分まで	正午から午後1時まで
		午後1時から午後2時まで
医学部附属病院事務部医務課に勤務する職員のうち、医学部附属病院長が指定する者	午前7時から午後3時45分まで	正午から午後1時まで
医学部附属病院事務部経営管理課に勤務する職員のうち、医学部附属病院長が指定する者	午前11時から午後7時45分まで	午後1時から午後2時まで
医学部附属病院リハビリテーション部に勤務する職員のうち、医学部附属病院長が指定する者	午前8時30分から午後5時まで	正午から午後0時45分まで
教育推進部共通教育推進課に勤務する職員のうち、教育推進部長が指定する者	午前8時から午後4時45分まで	正午から午後1時まで
		午後1時から午後2時まで
	午前10時から午後6時45分まで	正午から午後1時まで
		午後1時から午後2時まで
iPS細胞研究所に勤務する職員のうち、iPS細胞研究所長が指定する者	午前9時から午後5時45分まで	正午から午後1時まで

別表第 2（第 5 条関係）

教職員の区分	始業及び終業の時刻	休憩時間
診療等の業務, 窓口業務その他の業務に従事する教職員のうち部局長が指定する者	午前 8 時 3 0 分から午後 5 時まで	午後 1 時から午後 1 時 4 5 分まで
	午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで	午後 1 時から午後 2 時まで

別表第 3（第 1 6 条関係）

教職員の区分	割振り単位期間	週休日	始業及び終業の時刻	休憩時間
医学部附属病院の診療科及び中央診療センターに勤務する教員のうち、医学部附属病院長が指定する者	4 週間	医学部附属病院長が指定する 8 の 1 日勤務日	午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで	正午から午後 1 時まで
			午後 5 時 1 5 分から翌日午前 9 時 4 5 分まで	午前 1 時 1 5 分から午前 2 時 1 5 分まで
医学部附属病院薬剤部に勤務する教職員のうち、医学部附属病院長が指定する者	4 週間	医学部附属病院長が指定する 8 又は 7 の 1 日勤務日	午前 8 時 3 0 分から午後 5 時まで	午後 0 時 1 5 分から午後 1 時まで
			午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで	正午から午後 1 時まで
			午前 8 時 3 0 分から翌日午前 8 時 3 0 分まで	正午から午後 1 時まで、午後 5 時 1 5 分から午後 7 時まで、午前 1 時から午前 6 時 4 5 分まで
			午後 5 時 1 5 分から翌日午前 8 時 3 0 分まで	午後 9 時から午後 1 0 時まで、午前 1 時から午前 7 時 3 0 分まで

医学部附属病院検査部、輸血細胞治療部及び病理診断部に勤務する教職員のうち、医学部附属病院長が指定する者	4週間	医学部附属病院長が指定する8又は7の1日勤務日	午前8時から午後4時45分まで	正午から午後1時まで
			午前8時30分から午後5時まで	正午から午後0時45分まで
			午前8時30分から午後5時15分まで	正午から午後1時まで
			午前8時30分から翌日午前8時30分まで	正午から午後1時まで、午後7時30分から午後8時まで、翌日午前0時から午前7時まで
			午前9時30分から午後6時15分まで	午後0時30分から午後1時30分まで
			午後5時15分から翌日午前8時30分まで	午後7時30分から午後8時まで、翌日午前0時から午前7時まで
			午前8時30分から午後0時30分まで	—
			午前8時30分から午後0時15分まで	—
			午後0時30分から午後9時まで	午後5時から午後5時45分まで
			午後4時から翌日午前9時30分まで	午後8時30分から午後9時まで、午前3時から午前4時30分まで
医学部附属病院放射線部に勤務する教職員のうち、医学部附属病院長が指定する者	4週間	医学部附属病院長が指定する8の1日勤務日	午前8時30分から午後5時まで	正午から午後0時45分まで
			午前11時30分から午後8時まで	午後3時15分から午後4時まで
			午後0時30分から午後9時まで	午後3時30分から午後4時15分まで
			午前8時30分から翌日午前8時30分まで	午後0時15分から午後1時まで、午後7時15分

				から午後8時30分まで、午前0時から午前6時30分まで
			午前8時30分から翌日午前8時30分まで	午後0時15分から午後1時まで、午後8時30分から翌日午前3時まで、午前6時15分から午前7時30分まで
医学部附属病院疾患栄養治療部に勤務する職員のうち、医学部附属病院長が指定する者	4週間	医学部附属病院長が指定する8又は7の1日勤務日	午前7時30分から午後4時15分まで	午前11時30分から午後0時30分まで
			午前7時30分から午後4時30分まで	午前11時30分から午後0時45分まで
			午前8時30分から午後5時15分まで	午後0時15分から午後1時15分まで
			午前8時30分から午後5時30分まで	正午から午後1時15分まで
			午前9時30分から午後6時15分まで	午後0時30分から午後1時30分まで
			午前9時30分から午後6時30分まで	午後0時30分から午後1時45分まで
			午後0時30分から午後6時30分まで	—
			午前7時30分から午後6時30分まで	午後0時30分から午後2時まで
医学部附属病院看護部に勤務する職員のうち、医学部附属病院長が指定する者	4週間	医学部附属病院長が指定する8の1日勤務日	午前8時30分から午後5時15分まで	午後0時30分から午後1時30分まで
			午前8時15分から午後5時まで	午後0時15分から午後1時15分まで

			午前8時から午後4時45分まで	正午から午後1時まで
			午後4時30分から翌日午前9時まで	午後8時30分から午後9時30分まで
医学部附属病院看護部外来棟に勤務する職員（看護師長を除く。）のうち、医学部附属病院長が指定する者	4週間	医学部附属病院長が指定する8の1日勤務日	正午から午後8時45分まで	午後4時から午後5時まで
			午前11時30分から午後8時15分まで	午後3時30分から午後4時30分まで
			午後1時から午後9時45分まで	午後5時から午後6時まで
			午後1時15分から午後10時まで	午後5時15分から午後6時15分まで
医学部附属病院看護部病棟に勤務する職員（看護師長を除く。）のうち、医学部附属病院長が指定する者	4週間	医学部附属病院長が指定する8又は7の1日勤務日	午前7時から午後3時45分まで	午前11時から正午まで
			午後3時45分から翌日午前0時30分まで	午後7時45分から午後8時45分まで
			午後3時15分から午前0時まで	午後7時15分から午後8時15分まで
			午前0時から午前8時45分まで	午前5時から午前6時まで
			午後1時から午後9時45分まで	午後5時から午後6時まで
			正午から午後8時45分まで	午後4時から午後5時まで
			午後3時30分から翌日午前9時まで	午後8時から午後10時まで
			午前7時30分から午後4時15分まで	午前11時30分から午後0時30分まで

			午前8時から午後8時30分まで	正午から午後1時まで
			午前7時45分から午後8時30分まで	正午から午後1時まで
			午後7時45分から午前8時30分まで	午後9時から午後10時まで
			午後8時から午前8時30分まで	午後9時から午後10時まで
医学部附属病院看護部手術部に勤務する職員（看護師長を除く。）のうち、医学部附属病院長が指定する者	4週間	医学部附属病院長が指定する8又は7の1日勤務日	午後3時45分から午前0時30分まで	午後7時45分から午後8時45分まで
			午後3時15分から午前0時まで	午後7時15分から午後8時15分まで
			正午から午後8時45分まで	午後4時から午後5時まで
			午前8時から午後8時30分まで	正午から午後1時まで
			午前7時45分から午後8時30分まで	正午から午後1時まで
			午後7時45分から午前8時30分まで	午後9時から午後10時まで
			午後8時から午前8時30分まで	午後9時から午後10時まで
医学部附属病院看護部中央診療センターに勤務する職員（看護師長を除く。）のうち、医学部附属病	4週間	医学部附属病院長が指定する8の1日勤務日	午前11時15分から午後8時まで	午後3時15分から午後4時15分まで
			午後1時から午後9時45分まで	午後5時から午後6時まで

院長が指定する者			午後１時１５分から午後 １０時まで	午後５時１５分から午後 ６時１５分まで
医学部附属病院看護 部救急部及び集中治 療部に勤務する職員 (看護師長を除く。) のうち、医学部附属 病院長が指定する者	４週間	医学部附属 病院長が指 定する８又 は７の１日 勤務日	午前７時４５分から午後 ４時３０分まで	午前１１時４５分から午 後０時４５分まで
			午前７時から午後３時４ ５分まで	午前１１時から正午まで
			午後３時４５分から翌日 午前０時３０分まで	午後７時４５分から午後 ８時４５分まで
			午後３時１５分から午前 ０時まで	午後７時１５分から午後 ８時１５分まで
			午前０時から午前８時４ ５分まで	午前５時から午前６時ま で
			午後１時から午後９時４ ５分まで	午後５時から午後６時ま で
			午前８時から午後８時３ ０分まで	正午から午後１時まで
			午前７時４５分から午後 ８時３０分まで	正午から午後１時まで
			午後７時４５分から午前 ８時３０分まで	午後９時から午後１０時 まで
			午後８時から午前８時３ ０分まで	午後９時から午後１０時 まで
農学研究科附属牧場 に勤務する教職員の うち、農学研究科長 が指定する者	４週間	農学研究科 長が指定す る８の１日 勤務日	午前８時３０分から午後 ５時１５分まで	正午から午後１時まで

原子炉実験所に勤務する教職員のうち、原子炉実験所長が指定する者	4週間	日曜日及び土曜日	午前8時30分から午後5時15分まで	正午から午後1時まで
			午前8時30分から午後1時45分まで	正午から午後0時45分まで
			午前8時30分から午後9時まで又は午後8時30分から翌日午前9時まで	原子炉実験所長が定める1時間30分
			午後1時から午後5時30分まで	—
			午後2時45分から翌日午前9時まで	原子炉実験所長が定める2時間45分
			午後7時15分から翌日午前9時まで	原子炉実験所長が定める1時間30分
霊長類研究所附属人類進化モデル研究センターに勤務する教職員	4週間	霊長類研究所長が指定する8の1日勤務日	午前8時30分から午後5時15分まで	正午から午後1時まで
総合博物館に勤務する職員のうち、総合博物館長が指定する者	4週間	総合博物館長が指定する8の1日勤務日	午前8時30分から午後5時15分まで	正午から午後1時まで
				午後1時から午後2時まで
フィールド科学教育研究センター海域ステーション瀬戸臨海実験所に勤務する教職員	4週間	フィールド科学教育研究センター長が指定する8の1日勤務日	午前8時30分から午後5時15分まで	午前11時30分から午後0時30分まで
				午後0時30分から午後1時30分まで

総務部に勤務する職員のうち、総務部長が指定する者	4週間	総務部長が指定する8の1日勤務日	午前9時30分から午後6時15分まで	正午から午後1時まで
共用施設アセットマネジメントセンターに勤務する職員のうち、共用施設アセットマネジメントセンター長が指定する者	4週間	共用施設アセットマネジメントセンター長が指定する8の1日勤務日	午前8時45分から午後5時30分まで	午後0時30分から午後1時30分まで
			午前10時30分から午後7時15分まで	午後1時30分から午後2時30分まで
				午後2時から午後3時まで
				午後3時から午後4時まで
			午前11時から午後7時45分まで	午後3時から午後4時まで
			午後0時30分から午後9時15分まで	午後3時30分から午後4時30分まで

別表第4（第21条関係）

在 職 期 間	日 数
1月に達するまでの期間	2日
1月を超え 2月に達するまでの期間	3日
2月を超え 3月に達するまでの期間	5日
3月を超え 4月に達するまでの期間	7日
4月を超え 5月に達するまでの期間	8日
5月を超え 6月に達するまでの期間	10日
6月を超え 7月に達するまでの期間	12日
7月を超え 8月に達するまでの期間	13日

8月を超え 9月に達するまでの期間	15日
9月を超え10月に達するまでの期間	17日
10月を超え11月に達するまでの期間	18日
11月を超え 1年未満までの期間	20日

別表第5（第27条関係）

親 族	日 数
配偶者 父母	7日
子	5日
祖父母	3日（教職員が代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合にあっては7日）
孫	1日
兄弟姉妹	3日
おじ又はおば	1日（教職員が代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合にあっては7日）
父母の配偶者又は配偶者の父母	3日（教職員と生計を一にしていた場合にあっては、7日）
子の配偶者又は配偶者の子	1日（教職員と生計を一にしていた場合にあっては、5日）
祖父母の配偶者又は配偶者の祖父母	1日（教職員と生計を一にしていた場合にあっては、5日）
兄弟姉妹の配偶者又は配偶者の兄弟姉妹	1日（教職員と生計を一にしていた場合にあっては、3日）
おじ又はおばの配偶者	1日